

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年7月14日

【事業年度】 第13期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

【会社名】 株式会社ガーラ

【英訳名】 GALA INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼グループCEO 菊川 暁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ統括室長兼管理本部長 藤田 公 司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ統括室長兼管理本部長 藤田 公 司

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月28日に提出いたしました有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

「当期連結財務諸表に対する監査報告書」

「当期財務諸表に対する監査報告書」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月27日

株式会社 ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 常 芳 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成14年3月期以降5期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年4月7日に無担保転換社債型新株引受権付社債が株式に転換された。
3. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成18年4月13日にNFLAVOR, CORP.に追加出資を行い関連会社としている。
4. 重要な後発事象4.に記載されているとおり、会社は平成18年4月28日の取締役会にて子会社株式会社ガーラ総合研究所を設立することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成18年6月27日

株式会社 ガーラ
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 常 芳 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前題に関する注記に記載のとおり、会社は平成14年3月期以降5期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前題に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成18年4月7日に無担保転換社債型新株引受権付社債が株式に転換された。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年4月13日にNFLAVOR, CORP.に追加出資を行い関連会社としている。
4. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成18年4月28日の取締役会にて子会社株式会社ガーラ総合研究所を設立することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月27日

株式会社 ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 常 芳 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は重要な営業損失及び重要な経常損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年4月7日に無担保転換社債型新株引受権付社債が株式に転換された。
3. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成18年4月13日にNFLAVOR, CORP.に追加出資を行い関連会社としている。
4. 重要な後発事象4.に記載されているとおり、会社は平成18年4月28日の取締役会にて子会社株式会社ガーラ総合研究所を設立することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成18年6月27日

株式会社 ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 常 芳 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は重要な営業損失及び重要な経常損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成18年4月7日に無担保転換社債型新株引受権付社債が株式に転換された。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年4月13日にNFLAVOR,CORP.に追加出資を行い関連会社としている。
4. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成18年4月28日の取締役会にて子会社株式会社ガーラ総合研究所を設立することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。